

伊勢市南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

P	節項	修正案	修正箇所	備考
	南海トラフ地震防災対策推進計画			
	目次	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第6節 防災訓練計画 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第5節 防災訓練計画 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	修正
2	3 伊勢警察署が行う業務	ウ 警戒宣言南海トラフ地震臨時情報に伴う混乱防止並びに犯罪の予防及び取締り	ウ 警戒宣言に伴う混乱防止並びに犯罪の予防及び取締り	修正
4	5 指定公共機関が行う業務	③ 中部電力パワーグリッド株式会社	③ 中部電力株式会社伊勢営業所	修正
9	第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	4 避難対策等 ⑦ 避難行動要支援者 他人の介護等を要する者高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。 ア 市はあらかじめ災害時要援護者台帳本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。 イ 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示(緊急)が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、災害時要援護者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとし、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。	4 避難対策等 ⑦ 災害時要援護者 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。 ア 市はあらかじめ災害時要援護者台帳を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。 イ 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示(緊急)が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、災害時要援護者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとし、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。	修正
10	第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	ウ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ支援の受入 エ その他必要な措置	ウ その他必要な措置	修正
10	6 水道、電気、ガス、通信、放送関係	② 下水道 災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。 ア 施設の耐震性の強化及び耐水化バックアップ施設の整備	② 下水道 災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。 ア 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備	修正
14	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価される場合に発表するものです。 ①南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表した場合、三重県防災通信ネットワークにより県から情報伝達されるため、受信確認を行い、市は以下のことを実施します。 ア 情報収集・連絡体制の整備 イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 ウ 市民への広報 エ 公共施設等の緊急点検 オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検 上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、情報収集等の警戒態勢をとることとします。 	新規	
15	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、市は以下のことを実施します。 ア 情報収集・連絡体制の整備 イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 ウ 市民への広報 エ 公共施設等の緊急点検 オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検 カ 南海トラフ地震対策本部会議の開催 キ 避難所の設置及び運営 ク 高齢者等事前避難対象地域(津波浸水想定区域)の避難行動要支援者に対し、避難準備・高齢者等避難開始の発令 ケ 後発地震に備えた事前避難の呼びかけ 上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は災害対策本部設置基準に基づき第2配備体制を取り、情報収集等の警戒態勢をとることとします。	新規	新規
15				新規

15	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	<p>③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、市は以下のことを実施します。</p> <p>ア 情報収集・連絡体制の整備 イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保 ウ 市民への広報 エ 公共施設等の緊急点検 オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検</p> <p>上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は南海トラフ地震警戒体制をとり、情報収集等の実施を行います。</p> 	新規	新規																																																																								
16	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	<p>③南海トラフ地震臨時情報発表時の周知</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や防災メール、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を通じて、速やかに住民等へ広報します。</p>	新規	新規																																																																								
16	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	<p>④災害応急対策をとるべき期間</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を実施するとともに、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。</p> <p>また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満の地震、および、通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、後発地震に対して1週間、注意する措置をとるものとします。</p>	新規	新規																																																																								
16	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	<p>⑤避難対策</p> <p>(1)後発地震に備えた事前避難</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、別表1-1に従い避難準備・高齢者等避難開始を発令します。</p> <p>対象となる避難行動要支援者は、大津波警報又は津波警報から津波注意報に切り替わった後、市が発令する避難情報に従い、津波浸水想定区域外の親戚・知人宅や指定避難所等へ避難するものとします。</p>	新規	新規																																																																								
16	第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等	<p>(2)避難所の運営</p> <p>津波浸水想定区域外の避難生活施設を開設し、市職員を派遣して避難所運営を行います。開設する避難所は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="464 1205 900 1420"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>NO</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>伊勢市立南小学校体育館</td><td>三重県伊勢市二色1-2-17</td><td>12</td><td>伊勢市立長島小学校体育館</td><td>三重県伊勢市二色3-10-13</td></tr> <tr><td>2</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市三好3-19</td><td>13</td><td>伊勢市立伊勢富山中学校体育館</td><td>三重県伊勢市二色4-1-3</td></tr> <tr><td>3</td><td>伊勢市立城山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市城山4-17</td><td>14</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市海部町160-1</td></tr> <tr><td>4</td><td>伊勢市立藤原小学校体育館</td><td>三重県伊勢市藤原2-464</td><td>15</td><td>伊勢市立富山中学校体育館</td><td>三重県伊勢市藤原2-12</td></tr> <tr><td>5</td><td>伊勢市立山崎小学校体育館</td><td>三重県伊勢市山崎1-1</td><td>16</td><td>伊勢市立山崎小学校体育館</td><td>三重県伊勢市山崎1-1</td></tr> <tr><td>6</td><td>伊勢市立小坂小学校体育館</td><td>三重県伊勢市小坂町750</td><td>17</td><td>伊勢市立城山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市上野町1-2</td></tr> <tr><td>7</td><td>伊勢市立三好小学校体育館</td><td>三重県伊勢市三好1-16-43</td><td>18</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市上野町1-2</td></tr> <tr><td>8</td><td>伊勢市立五十鈴小学校体育館</td><td>三重県伊勢市五十鈴4-44</td><td>19</td><td>伊勢市立上野小学校体育館</td><td>三重県伊勢市上野町1-2</td></tr> <tr><td>9</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市富山1-1</td><td>20</td><td>伊勢市立小坂小学校体育館</td><td>三重県伊勢市小坂町150</td></tr> <tr><td>10</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市一色1-4</td><td>21</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市小坂町150</td></tr> <tr><td>11</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市八日市場13-1</td><td>22</td><td>伊勢市立富山小学校体育館</td><td>三重県伊勢市小坂町150</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設名	住所	NO	施設名	住所	1	伊勢市立南小学校体育館	三重県伊勢市二色1-2-17	12	伊勢市立長島小学校体育館	三重県伊勢市二色3-10-13	2	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市三好3-19	13	伊勢市立伊勢富山中学校体育館	三重県伊勢市二色4-1-3	3	伊勢市立城山小学校体育館	三重県伊勢市城山4-17	14	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市海部町160-1	4	伊勢市立藤原小学校体育館	三重県伊勢市藤原2-464	15	伊勢市立富山中学校体育館	三重県伊勢市藤原2-12	5	伊勢市立山崎小学校体育館	三重県伊勢市山崎1-1	16	伊勢市立山崎小学校体育館	三重県伊勢市山崎1-1	6	伊勢市立小坂小学校体育館	三重県伊勢市小坂町750	17	伊勢市立城山小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2	7	伊勢市立三好小学校体育館	三重県伊勢市三好1-16-43	18	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2	8	伊勢市立五十鈴小学校体育館	三重県伊勢市五十鈴4-44	19	伊勢市立上野小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2	9	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市富山1-1	20	伊勢市立小坂小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150	10	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市一色1-4	21	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150	11	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市八日市場13-1	22	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150	新規	新規
NO	施設名	住所	NO	施設名	住所																																																																							
1	伊勢市立南小学校体育館	三重県伊勢市二色1-2-17	12	伊勢市立長島小学校体育館	三重県伊勢市二色3-10-13																																																																							
2	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市三好3-19	13	伊勢市立伊勢富山中学校体育館	三重県伊勢市二色4-1-3																																																																							
3	伊勢市立城山小学校体育館	三重県伊勢市城山4-17	14	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市海部町160-1																																																																							
4	伊勢市立藤原小学校体育館	三重県伊勢市藤原2-464	15	伊勢市立富山中学校体育館	三重県伊勢市藤原2-12																																																																							
5	伊勢市立山崎小学校体育館	三重県伊勢市山崎1-1	16	伊勢市立山崎小学校体育館	三重県伊勢市山崎1-1																																																																							
6	伊勢市立小坂小学校体育館	三重県伊勢市小坂町750	17	伊勢市立城山小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2																																																																							
7	伊勢市立三好小学校体育館	三重県伊勢市三好1-16-43	18	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2																																																																							
8	伊勢市立五十鈴小学校体育館	三重県伊勢市五十鈴4-44	19	伊勢市立上野小学校体育館	三重県伊勢市上野町1-2																																																																							
9	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市富山1-1	20	伊勢市立小坂小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150																																																																							
10	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市一色1-4	21	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150																																																																							
11	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市八日市場13-1	22	伊勢市立富山小学校体育館	三重県伊勢市小坂町150																																																																							
17	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	<p>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>以下の事業について、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成します。</p> <p>ア 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化 イ 避難場所の整備 ウ 避難経路の整備 エ 土砂災害防止施設 オ 津波防護施設 カ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設 キ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 ク 通信施設の整備 伊勢市防災行政無線 その他の防災機関等の無線</p> <p>市においては、整備計画を次のとおり作成しています。</p> <table border="1" data-bbox="464 1823 863 1966"> <thead> <tr> <th>津波避難待避所事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>有海町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成27年度</td></tr> <tr><td>一色町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成27年度</td></tr> <tr><td>磯町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>二見町西</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>東豊田町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>二見町一色</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> </tbody> </table>	津波避難待避所事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	有海町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度	一色町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度	磯町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	二見町西	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	東豊田町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	二見町一色	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	<p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>以下の事業について、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成します。</p> <p>ア 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化 イ 避難場所の整備 ウ 避難経路の整備 エ 土砂災害防止施設 オ 津波防護施設 カ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設 キ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 ク 通信施設の整備 伊勢市防災行政無線 その他の防災機関等の無線</p> <p>市においては、整備計画を次のとおり作成しています。</p> <table border="1" data-bbox="991 1823 1326 1966"> <thead> <tr> <th>津波避難待避所事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>有海町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成27年度</td></tr> <tr><td>一色町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成27年度</td></tr> <tr><td>磯町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>二見町西</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>東豊田町</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> <tr><td>二見町一色</td><td>津波避難待避所整備</td><td>1箇所</td><td>平成23年度</td></tr> </tbody> </table>	津波避難待避所事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期	有海町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度	一色町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度	磯町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	二見町西	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	東豊田町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	二見町一色	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度	修正																
津波避難待避所事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																																																																									
有海町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度																																																																									
一色町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度																																																																									
磯町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
二見町西	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
東豊田町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
二見町一色	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
津波避難待避所事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成時期																																																																									
有海町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度																																																																									
一色町	津波避難待避所整備	1箇所	平成27年度																																																																									
磯町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
二見町西	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
東豊田町	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
二見町一色	津波避難待避所整備	1箇所	平成23年度																																																																									
18	第6節 防災訓練計画	<p>第6節 防災訓練計画</p> <p>以下内容は変更ないため省略</p>	<p>第5節 防災訓練計画</p> <p>以下内容は変更ないため省略</p>	修正																																																																								

19	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 以下内容は変更しないため省略	第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する 以下内容は変更しないため省略	修正																												
	第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	削除	<p>第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項</p> <p>第3節4①避難指示(緊急)の対象となる地区で示された津波避難の対象地区ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="959 320 1331 501"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菊池町</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>一色町</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>藤野町</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>二見町西</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>東豊州町</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>二見町今一色</td> <td>津波避難施設整備</td> <td>1箇所</td> <td>平成29年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期	菊池町	津波避難施設整備	1箇所	平成27年度	一色町	津波避難施設整備	1箇所	平成27年度	藤野町	津波避難施設整備	1箇所	平成28年度	二見町西	津波避難施設整備	1箇所	平成28年度	東豊州町	津波避難施設整備	1箇所	平成29年度	二見町今一色	津波避難施設整備	1箇所	平成29年度	削除
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期																													
菊池町	津波避難施設整備	1箇所	平成27年度																													
一色町	津波避難施設整備	1箇所	平成27年度																													
藤野町	津波避難施設整備	1箇所	平成28年度																													
二見町西	津波避難施設整備	1箇所	平成28年度																													
東豊州町	津波避難施設整備	1箇所	平成29年度																													
二見町今一色	津波避難施設整備	1箇所	平成29年度																													